

議案第13号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月21日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）が施行されることに伴い、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されるため、関係する条例の一部を改正するものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与等に関する条例(昭和46年富津市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(富津市環境条例の一部改正)

第2条 富津市環境条例(平成16年富津市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第57条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正)

第3条 富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成23年富津市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第40条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(富津市行政不服審査会条例の一部改正)

第4条 富津市行政不服審査会条例(平成28年富津市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第9条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(富津市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第5条 富津市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年富津市条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第3項及び第4項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(富津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第6条 富津市情報公開・個人情報保護審査会条例(令和5年富津市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与等に関する条例第21条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。